

## 第 15 回 定例農業委員会議事録

令和 3 年 10 月 5 日（火）午後 2 時 00 分より、西部研修センターにおいて、農業委員総会を開催した。

会議の顛末は、次のとおりである。

### 出席委員（18名）

	8	清水 峰幸	15	高木 正美
2		佐竹 静	9	林 新太郎
3		棚橋 新一	10	國枝 義見
4		岩井 豊太郎	11	高橋 滋
5		森 千尋	12	石原 幸一
6		吉田 和郎	13	山田 敏治
7		傍島 勝美	14	吉田 幹夫
			17	辻元 政博
			18	高橋 美和子
			19	廣瀬 悦治

### 欠席委員（1名）

1		河合 稔		

### その他の出席者（4名）

守屋事務局長	浅野課長	
竹中事務局次長	森主幹	

### 議案

議案第 486 号 土地現況確認申請等について

議案第 487 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について

議案第 488 号 農地法第 4 条の規定による許可申請について

議案第 489 号 農地法第 5 条の規定による許可申請について

報告第 15 号 農地法第 4 条、第 5 条の規定による届出関係、その他報告事項について

議長

ただ今から、第15回定例農業委員会を始めたいと思います。  
本日の議事録署名者に10番 國枝委員、11番 高橋副会長の両名の方をお願いしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声)

ご異議がないようですので、ご両名の方をお願いしたいと思います。  
では、ただ今から議案審議にはいります。

議案第486号、土地現況確認申請等について、を議題に供します。  
事務局説明願います。

森主幹

議案第486号 土地現況確認申請等について、説明させていただきます。

最初に、土地現況確認申請について、説明させていただきます。

1件提案されております。農地法の適用を受けない土地（農地法第2条第1項の農地）の現況確認という形で、申請されたものです。

H10.11.1県通達により、公的証明により現況が農地でない証明、例えば、建物の建築年のわかる課税証明又は登記簿で、20年を超える物であるもの、または、農振農用地区域以外の農地で、公的機関が発行する証明書等により、現況が農地でなくなってから、20年を経過しているもの、または、災害により農地でなくなったものであり、相当程度費用を投じて農地として復旧することが困難であるものは、土地現況確認申請で対応できることになりました。

1番、田、421㎡で、金属加工工場でございます。

1番の申請地は、住宅等が連たんしている区域に近接する農地であり、第3種農地です。

申請地は現土地所有者が令和3年3月に相続によって取得しましたが、その時点で工場が存在し、農地性を喪失していました。

国土地理院の航空写真及び大垣市が発行する「固定資産課税台帳登録事項証明書」で昭和62年時点では既に、工場として利用されていることが確認できます。

続きまして、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規程による農用地利用集積計画について説明させていただきます。

こちらの2番及び3番の事案につきましては、出席の農業委員に関する事案があり、農業委員会等に関する法律第31条の規定により、議事参加が制限されていますので、説明につきましては、このまま聞いていただきますが、審議には加わらないよう、よろしくお願いいたします。

別に配布しております「令和3年度 3号 農用地利用集積計画（農地中間管理事業）」をご覧ください。

農用地利用集積計画につきましては、年2回、4月と10月の公告を予定しております。

市が農用地利用集積計画を作成し公告することにより、権利の設定、移転の効力が発生します。

貸借の期限が来れば、貸借関係は自動的に終了するということで、安心して農地を貸し借りできる仕組みであり、農用地の規模拡大を図るうえで核となるものです。

設定する土地は、原則的には、市街化区域以外の農地となっております。

令和2年4月1日から法改正により農地利用集積円滑化事業と農地中間管理事業との統合一体化が図られ、農地利用集積円滑化事業による新規（継続）での契約が出来なくなったため、農地中間管理事業等のみとなっております。

1ページから17ページまでが、農地中間管理事業による農用地利用集積計画でございます。

農地中間管理事業は、農地の貸し借りの仕組みで、「農地中間管理機構」が農地の中間受け皿となり、耕作を続けることが難しくなった農地を機構が借受け、担い手がまとまりのある形で利用できるよう配慮し、農地貸付けを行う事業です。岐阜県では、一般社団法人岐阜県農畜産公社が農地中間管理機構として県の指定を受けております。

1ページをご覧ください。

左から順に表の説明をさせていただきます。

利用権の設定を受ける者の欄は、農地中間管理機構が農地の中間受け皿となるため、一般社団法人岐阜県農畜産公社となります。

設定する土地の欄は、所在、地目、面積が載せてあります。

設定する利用権の欄は、種類、内容、始期、期間、借料が載せてあり

ます。

利用権を設定する者の欄は、貸人の住所、氏名が載せてあります。

17ページをご覧ください。

利用権を設定する者 160人、設定する土地 364筆、  
面積387,066.50㎡となっております。

本日、ご承認頂きましたら、10月20日付けで公告する予定をしております。

続きまして、農地中間管理事業推進法第19条第3項の規定による農用地利用配分計画案について説明させていただきます。

これは、「農用地利用配分計画」により、農地中間管理機構である一般社団法人岐阜県農畜産公社から担い手に貸し付けるものです。

別に配布しております「令和3年度 4号 農用地利用配分計画案 総括表（農地中間管理事業）」をご覧ください。

1ページをご覧ください。

左から順に表の説明をさせていただきます。

農地を借り受ける担い手の住所、氏名が記載してあります。

種類は貸借の種類です。

人数は貸貸人の延べ人数、筆数は借り受ける筆数、面積は借り受ける面積が記載してあります。

2ページをご覧ください。

利用権の設定を受ける者 35人、利用権を設定する者 延べ171名、設定する土地 364筆、面積387,066.50㎡となっております。

3ページをご覧ください。

令和3年度 4号 農用地利用配分計画案でございます。

左から順に表の説明をさせていただきます。

貸付候補者・農用地等の欄には、貸人の氏名、住所、権利設定する土地、設定する権利が載せてあります。

右記の農用地等の借受見込みの欄には、貸付先、設定する権利が載せてあります。

契約の状況の欄には、利用権の設定状況が載せてあります。

14ページをご覧ください。

利用権を設定する者 160人、設定する土地 364筆、面積 387,066.50㎡となっております。

本日、ご承認頂きましたら、この農用地利用配分計画案につきましては、一般社団法人岐阜県農畜産公社を通じて岐阜県に提出し、県により2週間の公告・縦覧を行い、12月28日付けで認可し公告する予定をしております。

以上でございます。よろしくお願いたします。

議長 ただいま説明がございましたが、先程の話のとおり、こちらの事案につきましては、5番 森委員、6番 吉田委員、12番 石原委員、17番 辻元委員に関する事案があり、農業委員会等に関する法律第31条の規定により、議事参与が制限されていますので、各関係委員は審議に加わらないようお願いいたします。

ただいま説明がございましたが、何かご質問ございませんか。

(「異議なし」の声)

ご意見もございませんようですので、原案どおり承認することにいたしまして、次に移らせていただきます。

続きまして、議案第487号、農地法第3条の規定による許可申請について、を議題に供します。事務局説明願います。

森主幹 議案第487号 農地法第3条関係申請明細について、説明させていただきます。

4件提案されております。農地法第3条第2項各号には該当しないため、耕作状況、農機具の保有状況、労働力、技術などを見ても問題なく、許可要件のすべてを満たしていると考えます。

- 1 番、賃貸借権によります、田、畑、3筆合わせて、1,369㎡で、規模拡大でございます。取得後は小麦、野菜の栽培が行われる予定です。取得後は効率的に利用されるものと認められます。
- 2 番、所有権移転によります、田、畑、6筆合わせて、3,617㎡で、規模拡大でございます。取得後は水稻及びオリーブの栽培が行われる予定です。取得後も効率的に利用されるものと認められます。
- 3 番、所有権移転によります、田、411㎡で、規模拡大でございます。取得後は小麦の栽培が行われる予定です。取得後も効率的に利用されるものと認められます。

2 ページをお願いします。

- 4 番、所有権移転によります、田、2筆合わせて912㎡で、規模拡大でございます。取得後は水稻の栽培が行われる予定です。取得後も効率的に利用されるものと認められます。

以上でございます。よろしくお願ひいたします。

議長 ただいま説明がございましたが、何かご質問ございませんか。

(「異議なし」の声)

ご意見もございませんようですので、原案どおり承認することにいたしまして、次に移らせていただきます。

続きまして、議案第488号、農地法第4条の規定による許可申請について、を議題に供します。事務局説明願います。

森主幹 議案第488号 農地法第4条関係申請明細について、説明させていただきます。

1 件提案されております。

- 1 番、畑、4筆合わせて、694㎡で、農家住宅（居宅、作業場、納屋、車庫）でございます。農地の区分は、住宅若しくは事業の用に供する施設が連たんする区域内にある農地であり、第3種農地と判断します。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

議長 ただいま説明がございましたが、何かご質問ございませんか。

(「異議なし」の声)

ご意見もございませんようですので、原案どおり承認することにいたしまして、次に移らせていただきます。

続きまして、議案第489号、農地法第5条の規定による許可申請について、を議題に供します。事務局説明願います。

森主幹 議案第489号 農地法第5条関係申請明細について、説明させていただきます。

5件提案されております。

1番、賃貸借権によります、田、638㎡のうち、93.46㎡仮設用工事進入路でございます。農地の区分は、農振農用地区域内の農地で、農用地区域内農地です。一時転用による期間は、令和3年10月15日から令和4年3月31日まででございます。

2番、所有権移転によります、畑、240㎡で、一般個人住宅(物置・便所・駐車場)でございます。農地の区分は、中山間地域等に存在する農業公共投資の対象となっていない生産性の低い農地であり、第2種農地と判断します。「許可項目は申請に係る農地に代えて周辺の他の土地を供することによっても目的が達成できない場合の転用」に該当します。

3番、使用貸借権によります、田、431㎡で、分家住宅でございます。農地の区分は、住宅の用若しくは事業の用に供する施設が連たんする区域の農地であり、第3種農地と判断します。

3ページをお願いします。

4番、所有権移転によります、田、535㎡で、シート製造販売業駐車場及び資材置場でございます。農地の区分は、住宅の用若しくは事業の用に供する施設が連たんする区域の農地であり、第

3種農地と判断します。

5番、使用貸借権によります、田、314㎡で、分家住宅でございます。農地の区分は、住宅の用若しくは事業の用に供する施設が連たんする区域の農地であり、第3種農地と判断します。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

議長 ただいま説明がございましたが、何かご質問ございませんか。

(「異議なし」の声)

ご意見もございませんようですので、原案どおり承認することにいたしまして、次に移らせていただきます。

報告第15号農地法第4条、第5条の規定による届出関係、その他報告事項について、事務局より報告願います。

森主幹 報告第15号農地法第4条、第5条の規定による届出関係、その他報告事項について、説明させていただきます。

事務局長専決により、専決処分しました案件について、ご報告させていただきます。

農地法第4条関係届出明細については、1件申請されています。

1番、田、2筆合わせて、1,87㎡で、公衆用道路でございます。

農地法第5条関係届出明細については、18件申請されています。

2番、所有権移転によります、田、1,488㎡で、分譲住宅でございます。

3番、所有権移転によります、田、2筆合わせて、1,587㎡で、建売分譲でございます。

4ページをお願いします。

4番、所有権移転によります、田、1,292㎡で、分譲住宅でございます。



- 5番、所有権移転によります、田、1, 137 m<sup>2</sup>で、分譲住宅でございます。
- 6番、所有権移転によります、田、495 m<sup>2</sup>で、建売住宅でございます。
- 7番、所有権移転によります、畑、14 m<sup>2</sup>で、一般個人住宅でございます。
- 8番、所有権移転によります、畑、165 m<sup>2</sup>で、一般個人住宅でございます。
- 9番、使用貸借権によります、畑、198 m<sup>2</sup>で、一般個人住宅でございます。
- 10番、所有権移転によります、田、948 m<sup>2</sup>で、建売分譲でございます。
- 11番、所有権移転によります、畑、33 m<sup>2</sup>で、一般個人住宅（庭）でございます。

5ページをお願いします。

- 12番、所有権移転によります、田、158 m<sup>2</sup>で、宅地分譲でございます。
- 13番、所有権移転によります、畑、田、2筆合わせて、271 m<sup>2</sup>で、有料老人ホームでございます。
- 14番、所有権移転によります、田、397 m<sup>2</sup>で、法務事務所でございます。
- 15番、所有権移転によります、田、1, 089 m<sup>2</sup>で、医療業駐車場でございます。
- 16番、使用貸借権によります、田、228 m<sup>2</sup>で、一般個人住宅（駐車場）でございます。
- 17番、所有権移転によります、田、2筆合わせて、303 m<sup>2</sup>で、一般個人住宅でございます。
- 18番、所有権移転によります、畑、198 m<sup>2</sup>で、一般個人住宅でございます。

6ページをお願いします。

- 19番、所有権移転によります、田、598 m<sup>2</sup>で、不動産業駐車場でございます。

続きまして、農地の相続税納税猶予制度に係る継続証明願について、説明させていただきます。

農地の相続税納税猶予制度に係る継続証明願については、8件申請されています。

3年毎に納税猶予の継続届出書を税務署に提出することとなっておりますので、継続証明願いが申請されているものです。

申請されております方について、農地の現在の管理状況を確認致しましたところ、適正に管理され、引き続き耕作が行われる見込みのある方でございます。

20番、田、畑、4筆合わせて、2, 484㎡でございます。

21番、田、3筆合わせて、2, 211㎡でございます。

22番、田、畑、5筆合わせて、2, 197.56㎡でございます。

23番、田、畑、5筆合わせて、2, 830㎡でございます。

24番、田、畑、3筆合わせて、940㎡でございます。

7ページをお願いします。

25番、畑、4筆合わせて、1, 480.28㎡でございます。

26番、田、5筆合わせて、2, 123㎡でございます。

27番、田、畑、4筆合わせて、4, 779㎡でございます。

続きまして、農地法第3条の3第1項の規定による届出明細について、説明させていただきます。

農地法第3条の3第1項の規定による届出明細については、23件届出されています。

28番、田、526㎡でございます。

29番、田、6筆合わせて、3, 374㎡でございます。

8ページをお願いします。

30番、田、3筆合わせて、1, 242㎡でございます。

31番、田、畑、14筆合わせて、13, 017㎡でございます。

32番、田、6.61㎡でございます。

33番、畑、田、5筆合わせて、1, 525㎡でございます。  
9ページをお願いします。

34番、畑、田、13筆合わせて、6, 745㎡でございます。  
35番、田、2筆合わせて、1, 697㎡でございます。  
36番、田、2筆合わせて、326㎡でございます。  
37番、田、2筆合わせて、894㎡でございます。  
38番、田、畑、9筆合わせて、8, 092㎡でございます。

10ページをお願いします。

39番、畑、田、17筆合わせて、12, 597㎡でございます。  
40番、田、16筆合わせて、10, 972㎡でございます。

11ページをお願いします。

41番、田、2筆合わせて、1, 598㎡でございます。  
42番、田、畑、3筆合わせて、3, 656㎡でございます。  
43番、田、畑、4筆合わせて、2, 414㎡でございます。  
44番、畑、2筆合わせて、210㎡でございます。  
45番、田、畑、3筆合わせて、462㎡でございます。  
46番、田、291㎡でございます。

12ページをお願いします。

47番、田、335㎡でございます。  
48番、畑、田、6筆合わせて、4, 119㎡でございます。  
49番、田、畑、6筆合わせて、6, 142㎡でございます。  
50番、畑、田、9筆合わせて、3, 356.36㎡でございます。

続きまして、農地法第2条第1項に規定する農地に該当するか否かの判断について、説明させていただきます。

13ページをお願いします。

農地法第2条第1項に規定する農地に該当するか否かの判断については、2件でございます。

R3.4.1付け、2経営第3505号により、農林水産省から「非農地判断の徹底について」の通達がありました。

内容につきましては、森林の様相を呈しているなど、「再生利用が困難な農地」である場合には、非農地判断をして農地台帳から除外するよう指導されているものです。

これに基づき、農地法第30条第1項に規定する利用状況調査により、次の農地について、農地法第2条第1項に規定する農地に該当しないと判断しましたので、ご報告させていただきます。

51番、現況、山林、18,159.23㎡でございます。

52番、現況、山林、56,689.96㎡でございます。

これらの該当地は、山林の様相を呈しており、既に農地性が失われていると判断しました。

非農地判断しました農地について、本委員会にて報告するとともに、当該農地の所有者及び関係機関に対して通知を行います。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

日比委員 　ただ今の、事務局の説明に対して補足します。

51番の事案につきまして、令和3年9月12日に、私と、谷川農地利用最適化推進委員及び事務局が現地へ赴き、現地が山林であることを確認し、農地に該当しないと判断しました。

辻元委員 　52番の事案につきまして、令和3年9月20日に、私と、江口農地利用最適化推進委員及び事務局が現地へ赴き、現地が山林であることを確認し、農地に該当しないと判断しました。

議長 　ただいま説明がございましたが、何かご質問ございませんか。

(「なし」の声)

ただいま報告いたしましたとおり、専決処分をさせていただきましたので、よろしくお願いいたしますと思います。

これをもちまして、本日の農業委員会を終わらせていただきます。

午後2時30分閉会

上記のとおり、記載に相違ないことを証明し、ここに署名する。

令和3年10月5日

議長

岩井豊太郎

議事録署名者

國枝義見

議事録署名者

高橋 滋

